

共用端末室利用規約

2019/4/19

1. 趣旨

本利用規約は、東北大学東北メディカル・メガバンク機構における共用端末室の利用規約を定める。

2. 設備

東北大学東北メディカル・メガバンク機構の有する共用端末室は、以下の設備を整えている。

共用端末室

東北大学東北メディカル・メガバンク機構棟 5F 572 室

共用端末台数：9 台

3. 管理

共用端末室及び設置されている共用端末に関しては、東北大学東北メディカル・メガバンクゲノムプラットフォーム連携センターがその管理を行う。

4. 利用者の資格

共用端末室を利用できる者は、以下をすべて満たす者か、ゲノムプラットフォーム連携センターが一時的に利用を認めた者のみとする。

- ・スーパーコンピュータまたはシンクライアントのアカウントを所有していること
- ・共用端末室利用登録申請を行い、承認されていること

5. 共用端末室の利用に関して

- ・ 共用端末室内での携帯電話、デジタルカメラ、カメラ付きタブレット端末等は使用しないこと。
- ・ 共用端末室の利用にあたっては、予約申込みすること。
- ・ 共用端末室および共用端末を長時間、専有しないこと。
- ・ 共用端末室は利用許可されている者以外の者を入室させないこと。
- ・ 共用端末へログインしたまま、離席しないこと。
- ・ 共用端末に不具合がある場合は、ゲノムプラットフォーム連携センターに速やかに連絡すること。
- ・ マニュアル等共用端末内に常備している備品を無断で持ちださないこと。
- ・ 共用端末の利用を終了する際には、電源を切断すること。
- ・ 共用端末を最後に退出する際には、照明やエアコンの電源を切断すること。
- ・ 共用端末室の運用に支障を及ぼすような利用を行わないこと。
- ・ 規約に違反した者、または他人の利用を妨害する行為を行った者は、共用端末室の利用資格を取り消される場合がある。

6. 利用時間帯

共用端末室は規定の時間帯で利用可能とする。ただし、メンテナンス等管理上の都合で、予告なく利用時間を制限することがある。

7. 経費の負担

共用端末室の利用者は、利用にあたって規定の利用料を負担しなければならない。